

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 9月16日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去系停止時冷却ライン外側隔離弁(B)において、動作不良(電動弁付き手動ハンドルで閉操作が出来ず。中央制御室からの遠隔操作による閉操作は可能)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	制御盤搬入装置サービス建屋屋外クレーン電源の漏電しゃ断器において、動作確認テストボタンの動作不良(テストボタンを押しても、しゃ断器が切にならず)が認められたため、当該テストボタンを点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)の淡水側(汚染無し)水抜き操作時、排水が止まらず熱交換器淡水側の入口弁又は出口弁において、シート部の漏えいがあると認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	原子炉建屋6階の蒸気乾燥器・気水分離器仮置きプール水面に浮遊物1個(白いビニール片らしきもの)があったため、当該浮遊物の回収を実施。 なお、当該浮遊物はその材質・形状から、機器等へ影響を及ぼさない物であり、異物でないと判断。	GⅢ	
5	3号機	原子炉建屋6階の蒸気乾燥器・気水分離器仮置きプール水面に浮遊物4個(シート片2個、発泡スチロール片1個、糸くず1本)があったため、当該浮遊物の回収を実施。 なお、当該浮遊物はその材質・形状から、機器等へ影響を及ぼさない物であり、異物でないと判断。	GⅢ	
6	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室給気処理装置(A)の中間ファンネル(排水升)内において、白い析出物があり排水配管が詰まるおそれが認められたため、当該ファンネル(排水升)を清掃。	対象外	
7	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室給気処理装置(B)の中間ファンネル(排水升)内において、赤錆及び白い析出物があり排水配管が詰まるおそれが認められたため、当該ファンネル(排水升)を清掃。	対象外	
8	3・4号廃棄物処理設備	プロセス放射線モニター系可燃性雑固体廃棄物焼却設備排気放射線モニタ(B)において、除湿器側面メッシュ部より冷媒ガス(フロン)の漏えいが認められたため、当該除湿器を点検・修理。	GⅢ	
9	その他	マニュアルに基づき作成している「平成27年度原子炉運転員の教育・訓練実施計画」において、マニュアルで規定している管理職の承認が6名中、1名実施していないことが認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	H27.11.5再審議にてグレード変更GⅡ→GⅢ